

職業安定分科会雇用保険部会（第 191 回）	資料 2
令和 5 年 12 月 26 日	

雇用保険部会報告書案への追記箇所（抜粋）

- 男性育休の大幅な取得増等に伴う育児休業給付の今後の見通しを踏まえ、育児休業給付に係る保険料率については、当面は現行の 4 / 1,000 に据え置きつつ、今後の財政悪化に備えて、本則料率を令和 7 年度から 5 / 1,000 に引き上げるとともに、実際の料率は、財政状況に応じて、以下のように弾力的に調整できる仕組みを導入すべきである。その際には、この仕組みの内容を含む今回の財政措置の理解が進むよう、周知を行うべきである。
- ・ 「N + 2 年度の収入」と「N + 1 年度末の積立金」の合計額（見立て）が、「N + 2 年度の支出」（見立て）の 1.2 倍を超える場合、労働政策審議会の意見を聴いた上で、育児休業給付の保険料率を 4 / 1,000 とすることを可能とする。
- また、この仕組みの下で、本部会において、実際の保険料率を弾力的に調整できるかを毎年度丁寧に確認すべきである。
- なお、本部会で上記の確認を行う際には、財政状況のみならず、人口や出生数、育児休業の取得率や期間、育児休業給付の支給実績等の育児休業給付の現状に基づいた議論を行うべきである。